

「中野区お知らせ板」の運用方法の変更

2021年12月7日

中野区企画部広聴・広報課

「中野区お知らせ板(掲示板)」は、区役所などの行政機関からのお知らせ、区役所または教育委員会との共催や後援を受けている事業などのチラシ・ポスターを掲示できます。

このたび、利用者等からの意見・要望を踏まえ、以下のとおり運用方法を変更します。

1 新たに掲示できる広報物

町会・自治会などが行う公益性が高い事業(町会・自治会が開催する区民を対象にしたイベントなど)のチラシ・ポスター

2 申込方法

掲示開始の3日前までに以下の方法により、「中野区お知らせ板利用届出書」、「広報物の見本」、後援を受けている場合は「後援名義使用承認書」、「掲示場所確認書類(各地域の一部の掲示板上に掲載する場合のみ)」を提出する。

掲示可能な場合、受付職員から「中野区お知らせ板利用確認書」が交付されるため、広報物に掲示期間や連絡先を記入の上、中野区お知らせ板に掲示する。

(1) 広聴・広報課、各区民活動センター窓口

- ・1つの区民活動センター区域内のみに掲示する場合: 所管の区民活動センター
- ・複数の地域及び中野区全域に掲示する場合: 中野区役所 4階広聴・広報課

(2) 電子申請

届出書類の電子データを用意し、東京共同電子申請・届出サービスのホームページから申込内容を入力する。

(3) 郵送

届出書類を用意し、中野区役所広聴・広報課(〒164-8501 中野区中野4-8-1)あてに郵送する。

☆電話【町会・自治会のみ】

中野区役所広聴・広報課広報係(03-3228-8804)に電話で届出内容を連絡する。

※同時期に掲示できる枚数(目安)・・・A3は、9枚程度。A4は18枚程度。

※掲示期間・・・掲示開始日を含めて2週間

3 運用開始日

令和3年11月26日(金曜日)

4 その他

- ・従来、全ての広報物に押していた検認印は廃止しました。
- ・掲示の申込状況を把握し、台帳にして広聴・広報課で一括管理する必要があるため、所定の方法により申込をお願いします。

【参考】「中野区お知らせ板」に掲示できない広報物

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 公の選挙の候補者に関するもの
- (3) 特定の宗教及び政治団体の活動に関するもの
- (4) 個人または団体を誹謗するもの
- (5) その他公益を害するおそれのあるもの
- (6) 掲示期間(掲示開始日を含めて2週間)や連絡先が書かれていないもの、掲示期間が過ぎたもの

【担当】中野区企画部広聴・広報課 広報係
大澤・川合
電話番号 03-3228-8804